

令和 7 年度事業計画

公益財団法人 日本中小企業福祉事業財団

目 次

ま え が き	1
I 中小企業の勤労環境の充実	2
1. 災害防止事業 ～安全で快適な職場づくりを支援～	2
(1) 安全衛生啓発活動	2
(2) 安全で快適な職場づくりのための助成	3
(3) 社会保険労務士会との共催による安全管理研修の実施	4
(4) 災害防止団体の活動に対する支援	4
(5) 調査研究助成の実施	4
2. 福利厚生事業 ～健康で心豊かな活力ある生活の支援～	4
(1) 健康支援	4
(2) 能力開発と相互交流の支援	5
(3) 余暇の有効活用の支援等	5
3. 災害補償事業 ～ケガの補償～	6
(1) 補償の実施	6
(2) 補償の内容	6
(3) 共済金の適正・迅速な支払いおよび人材育成の実施	6
4. 社会貢献活動	7
(1) S D G s への取り組み	7
(2) カーボンニュートラルへの取り組み支援	7
(3) 信用金庫が行う社会貢献活動への協賛	7
(4) 地域の食文化等の情報発信	7
II 会員等とのコミュニケーションの充実	8
1. 広報誌「まいんど」の発行	8
2. 情報の提供	8
(1) 各種情報の提供	8
(2) ホームページ	8
(3) 加入状況等の確認	8
3. 各種問い合わせ等への対応	8
4. 会員へのサービスの充実	9
III 業務の効率化	9
1. 業務のシステム化	9
2. デジタル化の推進	9
3. 職員提案による効率化等の推進	9
IV 事業のさらなる普及	9
1. 代理店による制度の普及	10
(1) 信用金庫との連携	10

(2) 信用金庫による制度の普及	10
(3) 社会保険労務士、税理士等との連携	10
2. マスメディア等による広報	10
3. 中小企業に対する広報活動	10
4. 計数目標	10
V 財団の適正な運営の確保	11
1. 評議員会	11
2. 理事会	11
3. 監事による監査	11
4. 会計監査人による監査	11
5. 内部監査	11
6. 代理店監査	11
7. コンプライアンス委員会の開催	11
8. 業務執行体制の充実等	12
(1) 業務体制の整備	12
(2) 能力開発等	12
(3) 募集人研修、管理	12
9. 個人情報保護への対応	12
10. 反社会的勢力の排除	12

ま え が き

当財団は、「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律」(以下、「中小労災共済法」という。)に基づく共済団体として、全国の中小事業者の健全な発展とそこで働く勤労者の福祉の増進等に寄与するため、求められる法令の遵守やガバナンスの更なる強化を図るとともに、一般社団法人全国信用金庫協会と連携し、“しんきんの共済制度”として、全国の信用金庫を通じて、「災害防止」・「福利厚生」・「災害補償」からなる公益事業を広く中小企業に普及させるよう努める。

また、公益財団法人として、互助・共助の精神をもって社会貢献活動にも積極的に取り組み、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、日本経済の重要な担い手である中小企業への支援を行う。

I 中小企業の勤労環境の充実

災害防止事業をはじめ、福利厚生事業、災害補償事業などを適切に実施するとともに、中小企業のニーズに応えるべく、事業内容について経常的に検証を行い、さらなる内容の充実に努める。

1. 災害防止事業 ～安全で快適な職場づくりを支援～

中小企業において、事業主をはじめ従業員がケガに遭うことは、被災者本人の苦痛はもとより、事業の運営にも多大な影響を及ぼす。

特に中小企業では、高齢化が一層進展していることから、ケガを未然に防止することを目的として、安全衛生や交通事故防止に対する関心を高め、職場や日常生活の安全を確保するための啓発活動を実施するとともに、会員の安全衛生設備、職場環境改善機器等の購入・設置に対する助成や、交通事故防止のための助成を行うことにより、安全で快適な職場づくりを支援する。

(1) 安全衛生啓発活動

① 安全に健康で働くための啓発活動の実施

ア. 安全衛生壁新聞の作成・配布

ケガの防止や健康保持のための情報を提供する壁新聞を作成し会員へ配付する。

イ. 広報誌による安全衛生情報の提供

職場における安全衛生等の対策について専門家が紹介するコーナーを広報誌に設け、会員に最新の情報を提供する。

また、災害補償事例と災害防止対策を紹介し、ケガの防止と安全衛生の啓発に努める。

ウ. ホームページによる災害発生状況の提供

補償実績データを分析し、災害の傾向と対策や、実際の災害事例と災害防止に繋がる対策をホームページ上で紹介するなど、ケガの防止と安全衛生の啓発に努める。

エ. フルハーネス型墜落制止用器具講習会の開催

適切な使用を推進するための講習会を実施する。

② 交通事故防止を目的とした啓発活動の実施

ア. 「安全運転コンクール」の実施

会員を中心とした3名1組による無事故無違反を目指すコンクールを半年間継続して実施する。

イ. 大阪府交通安全協会との連携

一般財団法人大阪府交通安全協会が実施する「大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト」「交通安全子供自転車大会」「交通安全教育指導員派遣事業」等に協賛し、参加賞を提供するなど交通事故防止活動を支援する。

ウ. 「交通安全コンサート」の開催

警察の協力を得て、警察音楽隊による演奏と交通安全教室からなる「交通安全コンサート」を実施する。

(2) 安全で快適な職場づくりのための助成

① 職場の安全を確保するための助成

職場におけるケガを防ぎ、安全に作業ができるようにするため、保護帽、安全靴、墜落制止用器具に加え、防護手袋・防護服等を購入した場合や、転倒防止のための床の改修を行った場合に助成する。

② 快適な職場づくりのための助成

より働きやすい職場環境をつくるため、エアコン、空気清浄機、熱中症防止に有効なファン付き作業服、扇風機、ミスト発生装置や電熱ウェア、暖房用ストーブ等を購入した場合に助成する。

③ 職場の安全衛生管理推進のための助成

職場における安全衛生の向上を図るため、有害物質を取り扱う事業所での作業環境測定、および特殊健康診断の実施や集じん機等の設置、ガス検知器等を購入した場合に助成する。

また、安全衛生推進者養成講習、および衛生推進者養成講習や安全運転管理者等法定講習を修了した場合や、安全衛生診断を受けた場合に助成する。

④ アスベスト（石綿）を除去した場合の助成

アスベストによる健康被害を防ぐため、事業所内の建築物のアスベストを除去、封じ込め等の措置を講じた場合に助成する。

⑤ プレス機械特定自主検査を受けた場合の助成

プレス機械による事故を防ぐため、労働安全衛生法に基づくプレス機械特定自主検査を実施した場合に助成する。

⑥ 交通事故を防止するための助成

交通事故の防止に資するため、ドライブレコーダー、スタッドレスタイヤ、タイヤチェーン、アルコール検知器等を購入した場合に助成する。

(3) 社会保険労務士会との共催による安全管理研修の実施

社会保険労務士による中小企業の安全で快適な職場づくりのアドバイスが適切に行われるよう、全国の社会保険労務士会と共催で安全管理研修等を実施する。

(4) 災害防止団体の活動に対する支援

日本フルハッププレス検査業者災害防止協議会が実施する、プレス事業者等を対象とした災害防止に関する研修等の活動を支援する。

(5) 調査研究助成の実施

中小企業における健康管理や災害防止等のための調査研究を公募し助成する。また、その研究成果をホームページで公開するなど効果的に活用する。

2. 福利厚生事業 ～健康で心豊かな活力ある生活の支援～

会員および加入者に対し、健康の保持増進、能力開発、教養・文化、レクリエーション活動等広範囲にわたるサービスを提供することにより、中小企業の福利厚生活動を支援する。

(1) 健康支援

① 人間ドック受診助成

会員および加入者の健康管理の向上を図るため、人間ドックおよび生活習慣病予防健診、PET検査（全身）、脳ドックを受診した場合に助成する。

② 総合健康懇談（相談）会の開催

医療の第一線を永年経験した医師が、健康に関する悩み等について、懇談に応じる総合健康懇談（相談）会を行う。

③ 介護にあたる者の疲労回復に対する助成

要介護高齢者を介護する者が、疲労回復のために柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術を利用した場合に助成する。

④ 心とからだの健康づくりセミナーの実施

ウォーキングを中心とした健康づくりを体験実習する「心とからだの健康づくりセミナー」を実施する。

(2) 能力開発と相互交流の支援

① 研修助成

全国の中小企業大学校（W e b 校含む）が実施する研修を受講し、修了した場合に助成する。

② 通信教育助成

職業訓練法人日本技能教育開発センターが実施する通信教育講座を受講し、修了した場合に助成する。

③ 相談業務

中小企業が抱える様々な問題について、法律・税務・労務の専門家による相談業務（リモート相談含む）を行う。

④ セミナーの開催

中小企業が直面する課題に対応するため、専門家を講師とした「課題解決型セミナー」を開催する（対面・オンラインとの併用開催含む）。

(3) 余暇の有効活用の支援等

① 催物等への招待

コンサート、観劇、寄席、スポーツ観戦、レジャー施設等への招待を行う。

② ご当地グルメ商品の提供

W e b サイト「ふるさとほっぴー市場」掲載店等の商品から厳選し、ご当地の名産品を提供する。

③ 契約保養施設宿泊の助成

当財団が契約する保養施設に宿泊した場合に助成する。
なお、令和 7 年 4 月より助成対象人数を拡大する。

④ 福利厚生サービスの提供

当財団が契約したホテル、旅行会社、百貨店およびレンタカーの利用に際し、割引サービスを行う。

また、福利厚生サービス企業との提携（日本フルハップクラブオ

フ)により、宿泊施設、健康スポーツ施設、レジャー施設、カルチャー教室等、多種多様なメニューの割引サービスを提供するとともに、積極的に利用促進を図る。

なお、令和7年4月より日本フルハップクラブオフの利用対象者を拡大する。

⑤ 信用金庫が行う福利厚生事業への協賛等

地域において中小企業の健全な発展をサポートしている信用金庫が主催する、中小企業経営者等に対して行う文化活動、スポーツ行事や講演会等の福利厚生活動について協賛する。

また、信用金庫と連携し、中小企業の人材雇用・育成、事業承継、雇用労働分野助成金等に関するセミナーを実施し、中小企業の支援に努めるとともに、チェアエクササイズ等の健康管理に関するセミナーを実施する。

3. 災害補償事業 ～ケガの補償～

会員である中小企業の事業主、および会員事業所で働く従業者等の加入者を対象として相互扶助の精神のもとにケガの補償を実施することにより、勤労者福祉の面でのセーフティーネットの役割を果たす。

また、「中小労災共済法」に基づく共済団体として健全かつ適切な運営を行う。

(1) 補償の実施

仕事中のケガはもとより仕事以外のケガについても補償対象とする。

(2) 補償の内容

ケガをした日から起算して	180日まで	181日以降1年以内
① 通院したとき	1日 2,500円	1日 2,000円
② 入院したとき	1日 5,000円	1日 4,000円
③ 医師の往診を受けたとき	1回 5,000円	1回 4,000円
④ 障害が残ったとき	1,000万円（1級）～15万円（14級）	
⑤ 死亡したとき	1,000万円	

(3) 共済金の適正・迅速な支払いおよび人材育成の実施

共済金は、その適正な支払いのため、学識経験者（医師）により構成される補償委員会で審査決定するとともに、迅速な支払いに努め

る。

補償部には、保険関係業務の経験者を中心に配置するとともに、年間研修計画を策定のうえ、補償業務に必要な知識等の付与に積極的に取り組み、人材育成を図る。

4. 社会貢献活動

会員事業所の自主的な環境経営への取り組みを支援するとともに、地域金融機関である信用金庫と連携し、地域活性化を促進する活動を行う。

(1) S D G s への取り組み

国連が提唱するS D G s に、事業活動を通して積極的に取り組むとともに、信用金庫が行う地域社会におけるS D G s への取り組みに対し協賛する。

また、大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現に向けた枠組みである「T E A M E X P O 2 0 2 5」プログラムの共創パートナーおよび共創チャレンジを通じたS D G s への取り組みを行う。

(2) カーボンニュートラルへの取り組み支援

会員が環境省の策定する環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の認証・登録を行った場合に助成する。

(3) 信用金庫が行う社会貢献活動への協賛

信用金庫が主催するビジネスマッチングや青少年育成のためのスポーツ行事等の地域貢献への取り組みに対し協賛する。

また、近年、各地で発生している大規模自然災害による被害に対し、信用金庫業界と連携して支援を行う。

(4) 地域の食文化等の情報発信

W e b サイト「ふるさとほっぴー市場」により、地域の多様な食文化やフードロスに関する情報を発信する。

なお、コロナ禍において、特に苦況にあった飲食関連等の中小企業を支援するため、信用金庫の協力を得て開設した「ふるさとほっぴー市場」は、一定の役割を終えたため、本年9月末をもって終了する。

Ⅱ 会員等とのコミュニケーションの充実

広報誌「まいんど」の発行およびホームページ等を通じて、当財団の事業内容の周知や様々な情報の提供を行うとともに、電話や事業所訪問等を通じて事業内容の説明やニーズ等の把握を行うなど、会員をはじめとする中小企業とのコミュニケーションの充実を図る。

1. 広報誌「まいんど」の発行

中小企業の経営や日常生活に役立つ広報誌「まいんど」を毎月発行し、中小企業にとってニーズが高いと思われる情報の提供や、当財団の事業紹介を行う。

2. 情報の提供

(1) 各種情報の提供

当財団の事業内容等を記載した「日本フルハップ財団案内」のほか、「会員ハンドブック」等を作成し、会員および信用金庫等関係者に配布する。

また、インターネットを活用した契約内容の確認・変更、補償請求、各種助成申請や催物応募等を行う会員向けサービス「会員Myページ」の利用促進を図ることで、会員の利便性の向上に努める。

(2) ホームページ

当財団の事業内容、財務状況、ビジネス交流会へのブース出展等の情報をタイムリーに公開するとともに、安全衛生に関する情報を提供する。

また、問い合わせに24時間対応するチャットボットを活用し、会員を含む利用者からの問い合わせに常時対応するなど利便性を高める。

(3) 加入状況等の確認

契約更新時に改めて会員証を送付することにより、加入状況等の確認を促し、契約の適正化に努める。

3. 各種問い合わせ等への対応

会員等からの加入、脱退等に関する問い合わせに適切に対応するとともに、当財団への意見、苦情等を取りまとめ、事業の充実、改善に反映するよう当財団内における情報の共有化に努める。

また、チャットボットの利用を促進し、その内容や精度を向上させて、会員等への対応およびコミュニケーションの充実を図る。

4. 会員へのサービスの充実

エリアマネージャーが会員を訪問することにより、当財団の事業内容等の周知を行う。

Ⅲ 業務の効率化

迅速で適切なサービスを提供するために、業務システムの拡充、およびデジタル化の推進に努める。

1. 業務のシステム化

会員向けサービス「会員Myページ」において、会員への迅速で適切なサービスを提供するとともに、さらなる会員の利便性向上、および業務の効率化を図るために契約更新会員証、領収書の電子化に取り組む。

2. デジタル化の推進

会員のニーズや外部環境の変化等に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、財団の将来を見据えたデジタル化の推進を図る。その一環として、会員サービスの向上および会員Myページの利用促進を図るため、アプリケーションソフトの開発について検討を行う。

3. 職員提案による効率化等の推進

職員による業務改善等の提案制度を継続的に実施し、ボトムアップ型の業務効率化を図る。

Ⅳ 事業のさらなる普及

当財団が実施している公益目的事業が、より多くの中小企業に理解され利用されることにより、中小企業の健全な発展と福祉の増進に寄与できるよう、業務効率化を図り、全国の信用金庫等を代理店とした制度の普及・管理に努めるとともに、マスメディア等による事業の周知に努める。

1. 代理店による制度の普及

(1) 信用金庫との連携

一般社団法人全国信用金庫協会と連携のもと、全国の信用金庫とコミュニケーションを取り、代理店業務委託契約締結の円滑な促進を図る。

また、各種情報提供、情報収集、および課題対応等を行うことにより、地域の中小企業の発展に努める。

(2) 信用金庫による制度の普及

全国の信用金庫の営業エリア内にある中小事業者に対し、当該信用金庫を代理店とした“しんきんの共済制度”として、制度の普及を図る。

(3) 社会保険労務士、税理士等との連携

社会保険労務士、税理士等と連携し、制度の普及に努める。

2. マスメディア等による広報

当財団を多くの中小企業に認識してもらい、事業内容の理解を深めるため、テレビやインターネット、SNS等を活用した効果的な広報を実施する。

3. 中小企業に対する広報活動

経営者向けのセミナーやビジネスマッチングフェアなど、中小企業者の集まるイベントにおいて、事業内容の説明、および資料を配布するなどの広報活動を行う。

4. 計数目標

新規加入者（増員含む）83,000名を見込み、次の計数を令和8年3月末の目標とし鋭意達成に努める。

	令和7年3月末 見込み	令和8年3月末 計数目標
会 員 数	20.0万事業所	22.0万事業所
加入者数	44.4万名	49.4万名
会費収入	77.5億円	83.3億円

V 財団の適正な運営の確保

財団を適正に運営するため評議員会、理事会等を開催するとともに、監事、会計監査人による監査を実施すること等により、ガバナンスの強化に努める。

また、業務の効率化と一層の会員サービス向上を目指し、役職員の研修・啓発はもとより、個人情報保護、反社会的勢力排除等法令の遵守に努める。

1. 評議員会

定時評議員会のほか、臨時評議員会を随時開催する。

2. 理事会

理事会は、原則として6月、11月、3月に開催するほか、必要に応じて随時開催する。

3. 監事による監査

業務執行状況や会計処理について、定例的に年2回、監事による監査を実施する。

4. 会計監査人による監査

健全な事業活動の継続と適正な会計処理のため、会計監査人による監査を受ける。

5. 内部監査

適正な業務運営のため、会計、業務および個人情報保護について、内部監査を実施する。

6. 代理店監査

代理店が適正な共済募集活動等を行うよう、「共済団体向けの総合的な監督指針」に基づく代理店監査を実施する。

7. コンプライアンス委員会の開催

公益財団法人として社会的責任を果たすため、コンプライアンス委員会を開催し、財団の事業活動におけるコンプライアンス施策の立案、実施等について検討を行う。

8. 業務執行体制の充実等

(1) 業務体制の整備

全国展開に伴う業務効率化や会員サービスの向上を図るため、業務量に応じた人員の適正配置を行い、12部1室、役職員127名の体制で業務執行に努める。

(2) 能力開発等

人事評価制度および階層別・職務別研修のほか、外部機関による研修の実施により職員の能力・資質の向上に努める。

また、引き続き、職員による提案制度や、新規採用職員等に対する信用金庫等への出向研修を実施するとともに、役職員の見聞を広めるため、外部関係機関等への視察研修を実施する。

(3) 募集人研修、管理

役職員および代理店を対象に「中小労災共済法」に基づく、会員募集に係る募集人研修を実施する。

また、募集人の管理体制を整備し、適切に管理する。

9. 個人情報保護への対応

個人情報を適正に保護するため、年度計画に基づき新たに採用する職員、エリアマネージャーならびに役職員に対して教育を行うとともに、個人情報管理台帳・リスク管理台帳等を再点検し、個人情報保護に関するリスクアセスメントを実施する。

また、個人情報保護監査においては、各部署の業務特性に内在するリスク対策の実施状況を中心に監査を行い、個人情報の一層の保護に努める。

10. 反社会的勢力の排除

公益財団法人としての社会的責務から「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除に努める。